

徳島県告示第一二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第二百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和八年一月九日

徳島県知事　後藤田　正　純

一 申請の概要

1 申請者

名　称　徳島県

住　所　徳島市万代町一丁目一番地

代表者　徳島県知事　後藤田正純

2 工場又は事業場

名　称　徳島県立美馬野外交流の郷

所在地　美馬市美馬町字境目三九　一〇

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第二百八十八号）別表第一第六十六号の三イに規定するちゅう房施設、同号ロに規定する洗濯施設及び同号ハに規定する入浴施

4 設　設　特定施設及び污水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二　縦覧の期間及び場所

1 期間

令和八年一月九日から

令和八年一月三十日まで

2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び美馬市市民環境部環境課